

登記事務の停止の解除について

宮城県の施行に係る藤田地区土地改良事業について、下記事務停止区域内の不動産に関する換地処分の登記が令和6年11月5日に完了しましたので、登記事務の停止を解除しました。

御不明な点は、管轄登記所にお尋ねください。

仙 台 法 務 局

記

管轄登記所	仙台法務局古川支局
事務停止区域	栗原市瀬峰藤田、下谷地の各一部

(換地処分後 栗原市瀬峰新藤田)